

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

南あわじ市長 守本 憲弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八木馬回地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 3 年 3 月 1 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 5 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用方針としては、農地は区画整理がされているものの、中山間地特有の勾配があり畦畔管理が難しく、他地区からの参入は大きな期待ができないため、吉備国際大学の卒業生が定住し、新規就農する場合等でまとまりのある農地が集積できるような場合には、農地中間管理事業の活用も検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

兼業農家は、水稲と玉葱を中心とした体系を継続し、専業農家については、レタスを中心とした葉物野菜や、トマトの施設園芸を主とした体系を目指す。また、畜産農家と連携した耕畜連携や果樹栽培も推進していく。

吉備国際大学生の受け入れも継続し、農作業アルバイト等により、実践的な指導を実施していく。大学卒業後は、集落に定住してもらい、新たな担い手確保に向けた取り組みを実施する。